



健疾発 0401 第5号

平成 25 年 4 月 1 日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

(印影省略)

臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続  
との関係等について（通知）

標記については、平成 9 年 10 月 8 日付け健医疾発第 20 号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知を示しているところですが、この中で、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 7 条の規定に基づき臓器の摘出に優先して行われる「検視その他の犯罪捜査に関する手続」には国家公安委員会規則に基づく「死体見分」が含まれる旨お示ししているところです（第 1 の 3 参照）。

今般、警察等が取り扱う死体の死因又は身元調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号。以下「死因・身元調査法」という。）が平成 25 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）が改正され、「死体見分」に関する規定が削除されるとともに、従来の「死体見分」に代わり、死因・身元調査法第 4 条第 2 項の規定に基づく調査が実施されることとなりました。

このため、上記通知を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

つきましては、貴職におかれでは、その趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁とも協議済みですので、念のため申し添えます。

別添

「臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について」の一部改正新旧対照表

改正後		現行	下線部分は改正部分
第1 検視等の取扱い、 1・2 (略)	第1 検視等の取扱い、 1・2 (略)	第1 検視等の取扱い、 1・2 (略)	
3 指針の第12の5の「検視その他の犯罪捜査に関する手続」 (以下「検視等」という。)とは、検視、実況見分、司法解剖 (検証許可状又は鑑定処分許可状を得て行われる解剖をいう。 以下同じ。)、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に 関する法律(平成24年法律第34号)第4条第2項の規定に基 づく調査等の手続をいうものであること。	3 指針の第12の5の「検視その他の犯罪捜査に関する手続」 (以下「検視等」という。)とは、検視、実況見分、司法解剖 (検証許可状又は鑑定処分許可状を得て行われる解剖をいう。 以下同じ。)、 <u>警察官が国家公安委員会規則に基づいて行う死体</u> <u>見分等の手続をいうものであること。</u>	3 指針の第12の5の「検視その他の犯罪捜査に関する手続」 (以下「検視等」という。)とは、検視、実況見分、司法解剖 (検証許可状又は鑑定処分許可状を得て行われる解剖をいう。 以下同じ。)、 <u>警察官が国家公安委員会規則に基づいて行う死体</u> <u>見分等の手続をいうものであること。</u>	
4 (略)	4 (略)	第2・第3 (略)	
第2・第3 (略)	第2・第3 (略)	第2・第3 (略)	